お知らせ

税務署からのお知らせ

◎国税に関するご相談は、まずお電話でお問い合わせください

税務署の代表電話は、自動音声案内でお受けしています。

国税に関する一般的なご相談を希望される場合は、自動音声案内に従い「１」番を選択してください。

国税局「電話相談センター」の税務相談官がご相談をお受けします。

※おかけになった税務署までの通話料金でご利用いただけます。

◎税務署での面接相談は、事前のご予約が必要となります

国税に関するご相談のうち、相談内容が複雑で、関係書類等により事実関係の確認が必要であるものについては、事前にお電話でご予約いただいたうえ、税務署での面接により対応していますので、あらかじめご了承ください。

なお、面接相談をご希望の場合は、自動音声案内に従い「２」番を選択のうえ、担当職員にご住所･お名前･相談内容を伝え、相談日時をご予約ください。

納税者の皆さんにお待ちいただく時間を少なくし、相談を効率よく行うため、ご予約をいただいていますので、ご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】　安芸税務署　TEL０８８７－３５－３１１５

平成24年度から冷蔵用倉庫に係る固定資産評価基準が変わります

平成24年度から非木造の「冷蔵用倉庫」の固定資産税について、評価額の計算方法が変わります。「一般の倉庫」に比べて、家屋の評価額が早く減少する計算が適用されます。

市内で下記の対象要件に該当する「冷蔵用倉庫」を所有されている方は、現地確認が必要ですので、連絡をお願いします。

◎対象となる倉庫

次の要件を全て満たす必要があります。ただし、全てを満たしている場合でも、建築後、すでに「一般の倉庫」として平成24年度の経年減点補正率が最終減価率(0.2)に到達しているものは変更されません。

- 非木造の倉庫で保管温度が摂氏10℃以下に保てること。
- 倉庫自体に冷蔵機能が備わっていること(通常の倉庫内にプレハブ方式の冷蔵庫や業務用冷蔵庫等を設置している場合は除きます)。
- 一棟の家屋で事務所等と複合している場合は、冷蔵倉庫部分が床面積の50%以上であること。

なお、現地確認に際しては床面積等の確認を行いますので、寸法がわかる平面図などをご用意ください。また冷却能力がわかる書類(冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書など)をご用意ください。

【お問い合わせ先】　税務課　資産税班　TEL２２－５１３０

最低賃金が改正されました

高知県最低賃金は、10月26日から、1時間645円になりました。

【お問い合わせ先】　高知労働局　賃金室　TEL０８８－８８５－６０２４